

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立双葉保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 7年 6月 2日(契約日)～ 令和 8年 1月 26日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1回 (平成 30年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【全体計画→年間指導計画→月間・週間指導計画へとつながる記録と実践】

富山市主催の研修『全体的な計画の作成と活用について』を受講し、昨年度から全体計画、年間指導計画、月間・週間指導計画の記録の見直しを進めてきた。全体計画のねらいが年間指導計画や月間・週間指導計画に明記され、下線を引くことで見やすく工夫されている。ねらい達成や課題は色別に明記され、子どもの姿から課題を明確にし、次月のねらいに具体的かつ詳細に反映されている。また、ねらい一つ一つに番号を付け、保育内容や活動、環境構成、保育士の援助と配慮欄にもその番号を記載することで、進捗状況と結果が分かりやすく示されている。記録方法には各保育士の工夫が見られ、実践に即した質の高い記録となっている。全体計画→年間計画→月間・週間指導計画へと、定期的に評価・見直しを行いながら、組織として保育の質の向上に取り組んでいる。

【子どもの自主性を高め子どもの成長を育む保育】

「お話の宝石箱」と称し、5歳児が3つのチームに分かれそれぞれ作品を作っている。子ども一人ひとりの意見を聞き、方向性を見出し、オリジナルの物語を完成させている。登場人物は、子どもが思い思いに描き、それらを大判の画用紙に貼って、紙芝居のように場面を構成している。絵本や紙芝居の話聞くことが大好きな子どもたちは、自由遊びの中でも自分で絵を描いたり、お話を作ったりしながら、創造の世界を広げている。そうした子どもの姿を見て、保育士は子どもと一緒に考え、助言や援助をしながら「お話の玉手箱」の完成へ導いている。完成した作品は、年下クラスに発表する機会を設けて披露している。発表に向けて読む練習をしたり、招待状やポスターを作ったりと、子どもたち自身が準備を進めながら「お話の玉手箱」を開催している。保育士は子どもたちの姿をよく見つめ、子どもが生き生きと活動し、達成感を味わえるよう話し合いながら援助している。この活動を通して、これまで人前で話すことが苦手だった子どもが、大勢の前で発表できるようになる等、大きな成長が見られる。今後は、5歳児全員で1つのお話を作り上げ、生活発表会等で披露することを目標としている。3・4歳児においても5歳児に影響を受け「出店ごっこ」や「劇ごっこ」等、遊びを自由に展開する姿が見られる。子ども一人ひとりの主体性や発想を尊重した保育が日常的に行われている。

【自主的な避難訓練について】

洪水・津波・火災・地震・侵入者・竜巻等、様々な災害時を想定したハザードマップや避難経路図が事務室や園内に掲示されている。特に、園の近くを流れる神通川に備えて、洪水時の避難訓練に力を入れ実施している。実際に避難所である小学校の3階まで避難する訓練を行ったり、所長不在時に訓練を試みたり、地域の方々に訓練の様子を視察してもらおう等、新しい避難訓練を自主的に取組み、高い危機管理意識がうかがえる。

◇ 改善を求められる点

【安心・安全な保育環境の整備に向けて】

園舎の老朽化が進んでおり、職員は定期的な清掃や換気等を行うことで、不快感を減らすよう努めている。しかし、トイレの暗さや臭い、手洗い場の老朽化等については職員の間でも課題として認識されている。また、駐車場が狭く、出入り口が道路のカーブ部分に面しているため危険性が高い状況にある。トイレや駐車場等、子どもが安心して心地よく過ごせるよう、清潔で安全な環境の整備と、保護者が安心して子どもを預けられるよう、建物・設備等について安全確保・事故防止に向けた改善策を早急に講じることを期待したい。

【地域の資源の深掘りを】

自治振興会を中心として構成される保育所の後援会や地域の関係機関を対象として、保育所に関するアンケートを実施する等、外部の視点から保育所を捉える客観性が必要である。また、地域の会合や行事には参加しているが、保育所の特色や強みを地域に発信、アピールするまでには至っていない。今後、保育所に後援会があるという強みを生かし、さらなる地域との関わりを大切にしたい保育所運営に期待したい。

【長時間にわたる保育の計画の充実】

長時間にわたる保育では保育室が変わったり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごしたりする等、子どもを取り巻く環境が変わることがある。こうした状況を踏まえ、環境整備、保育内容・方法の工夫、保育士間の引継ぎ、保護者との連携等を指導計画に位置づけ、長時間にわたる保育に配慮した計画の実施に期待したい。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

自己評価を行い、不足しているところや問題点を明確にし、また評価を受けるという視点で環境や保育を見直すことで、改善点も多く挙がりました。これらの課題を全職員で把握し、保育の質の向上に取り組むことができました。

自園研修のテーマ「めざせ！強い心と体」のもと、体幹を強くすることを目的とした「運動遊び(わくわくタイム)」や、子どもの主体的な活動をねらいとした、年長児の「お話作り」等の活動を行っています。他にも指導計画作成において、作成の仕方を統一し、より保育に活かせるように工夫してきました。これらを評価していただき、皆で力を入れて取り組んでいることが認められたようで大変嬉しく思います。

所長の思いを反映し職員が参画する事業計画の作成の仕方や、地域との関わりを深めるため

の方法等について多くの助言をいただき、保育運営について学ぶことができました。

最後に第三者評価受審に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆様、利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市基本理念』に基づき保育理念を掲げている。年度当初の職場会議にて保育理念に基づいて保育方針を検討し、決定、周知している。保護者に対し「重要事項説明書」を配付し入所説明会や保護者会総会等で説明、富山市立保育所共通保護者向けアプリでの配信等を通して周知に努めている。「保育方針」「保育目標」「保育理念」「子どもの目標」を玄関に掲示している。地域に向けて「双葉っこだより」を年3回発刊し、地区センターや小学校には「保育所だより」を配付しているが、理念や方針等を明記していない。今後、地域住民や関係機関にも広く理念や基本方針を周知する取組に期待したい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心・安全な保育を提供するため『富山市子ども計画～子ども・若者施策と子育て施策についての計画～』を施策し、そこに分析状況及び取組・方策を示している。全国保育協議会発行の保育情報誌等を職員へ回覧し、社会福祉事業全体の動向把握に努めている。毎年富山市作成の『保育所要覧』調査に協力し、保育所として利用児童の校区内外の利用・家族状況の把握に努めている。保育所は入所児童数の減少が課題であると認識しており、保育所後援会からも同様の意見が寄せられている。今後、減少の要因を分析し、保育所入所数を増やすための取組に期待したい。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公設公営保育所であり、設置主体である富山市より基準に応じた利用者の決定とその運営に必要な予算及び人員配置が行われている。保育所では入所児童数の減少や建物の老朽化という課題を認識しており、環境や設備の整備、保育内容や職員体制、人材育成等について職場会議で問題や課題を明確にし、改善に向けて取り組んでいる。所長は職員の超過勤務状況を把握し、事業の見直しや効率化を図っている。環境整備や人員配置等の経営課題について、富山市担当課に相談している。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は『富山市こども計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「令和7年度 中長期事業計画」（令和7年度～令和11年度）を策定している。昨年度末から年度初めにかけて実施状況を振り返り、反省を基に見直している。「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」の4項目について、令和7年度から5年後に向けての視点や施策を立案している。計画は、職員に説明、配付し共通理解を図っている。計画立案ではさらに、具体的な施策の実行期限や責任者を明確にする等、計画への理解促進と実効性の向上につながる取組に期待したい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年度当初「令和7年度 中長期事業計画」（令和7年度～令和11年度）に基づき「令和7年度 単年度事業計画」が策定されている。今年度の取組を「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」の4項目に分類し、取組みたいことを職員で話し合い、職員の目標、子どもの目標、事業の実施月日を明記し策定している。公設公営保育所として、管理者等の任期が短期間であることを踏まえ、客観的に進捗結果が把握できる体制づくりに期待したい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、前年度の反省や保護者アンケートを基に、目指す保育所運営の具体的な項目を盛り込み策定している。しかし、事業計画の進捗状況や実施された取組内容の評価、評価者や評価日（時期を含む）についての記録が十分ではない。今後は、事業計画の実施状況の把</p>		

握や評価・見直しの経過が確認できる記録方法を検討し、次期計画へ反映するための取組に期待したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保護者には、保護者会総会での説明や富山市立保育所共通保護者向けアプリでの配信により、事業計画を周知している。また「重要事項説明書」「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」等で、事業計画の取組や行事について詳しく知らせている。今後も保護者等の理解や参加を促すために、丁寧に分かりやすく伝える取組に期待したい。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>平成30年度に続き2度目の第三者評価を受審し、共通評価は所長、内容評価は全職員で行っている。評価結果が低い項目については会議で話し合い、原因を探り、改善に向けて取り組んでいる。その他『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』『人権擁護チェックリスト』を年2回実施、集約・データ化し保育の振り返りを行っている。本年度の園内研修テーマ「めざせ！強い心と体」を掲げ、運動遊びを通して3歳以上児は体幹を鍛える、2歳児は平衡感覚を養う、0・1歳児は体の使い方を知る等、ねらいを明確にし、楽しみながら強い体と心を育む保育を目指して研修を行なっている。また、家族や地域から参加のある行事等は、行事後にアンケート調査を実施、結果を職員間で共有・検討する仕組みがある。今後も、組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組が実施されるよう期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価や『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』『人権擁護チェックリスト』における自己評価実施後、評価結果を集計している。それに基づいて課題を文書化し、クラス会議や職場会議にて問題点や背景について検討している。今後は『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』『人権擁護チェックリスト』による自己評価及び第三者評価結果について分析を行い、課題を抽出し、改善に向けた計画の策定、実施、評価、見直しというサイクルを継続的に実践することで、保育の質のさらなる向上につながることを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>所長は赴任4年目、所長となって2年目である。年度初めの職場会議において富山市の『教育・保育方針』と『公務員倫理』を配付すると共に、自身の保育に対する思いを全職員に伝えている。自らの役割分掌については職務分担表に明記し、職員に伝えている。災害・事故等の非常時には「緊急時の連絡行動マニュアル」に基づき「災害別避難体制」「非常時緊急連絡先」を整備し、所長の指示に従う事としている。なお、所長不在時には副所長へ報告・連絡・相談を行うことが明記されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>所長は富山市主催の所長会議等において、遵守すべき法令について指導を受けている。全職員に対しては、公務員倫理と情報セキュリティについて学ぶ機会を設け、児童憲章、児童福祉法、児童の権利に関する条約を配付、掲示し、いつでも見返すことができるようにしている。また、職務上知り得た個人情報については適正に取り扱うよう、日頃から指導を行い、守秘義務の徹底を全職員に呼びかけている。今後は、保育事業を運営する上で遵守の対象となる法令等について、計画的に正しく理解を深められるような取組に期待したい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>所長は年度初めに「子どもにとって保護者にとって安心できる保育所」「働きやすい職場・風通しの良い職場」「挨拶をする・保育士が楽しむ・気づいたことは声に出す」という思いを職員に伝えている。年齢別及び異年齢児指導計画を確認したり、実際に保育に入ったりしながら、保育の質について評価・分析を行っている。課題が見えてきた時には、職場会議やクラス会議で話し合い、改善に向けて助言・指導を行っている。園内研修においては、保育の質の向上を目的として、事例検討、各種マニュアルの確認・見直し、チェックリストの実施と振り返り、ヒヤリハットマップを活用した環境の見直し、強い体をつくるための運動等、多くの議題のもとで研修を進めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公設公営の為、経営状況や財務分析については保育所単位では行われていない。富山市担当課はお便り、お知らせ（緊急連絡）の配信等に、富山市立保育所共通保護者向けアプリを活用</p>		

用し利用者の利便性と業務の効率化を図っている。また、業務を効率的に偏りなく行えるよう、保育士の特性を踏まえ、クラスの職員配置や業務内容を決めているが、日々のクラスの職員配置を把握し、流動的に職員配置や業務内容を定める等、連携しながら働きやすい環境の整備に努めている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公設公営であり、富山市担当課は在籍人数に応じて適切な人員が配置されるよう努めている。人材確保としては『富山市こども計画』を新たに策定し、5年間の利用者数を見据え、正規職員及び会計年度任用職員の採用計画を作成している。人事の裁量権を持つ富山市は『保育士採用案内2025』を作成し、積極的に近隣都道府県の保育士・幼稚園教諭養成校へ出向き採用活動を行い、関係機関へ配布している。令和6年度からは60歳～65歳まで継続雇用制度を導入し、人材確保に注力している。定着に関しては、富山市担当課が20・30代の保育士及び教諭を対象に24時間受付可能な『いつでもどこでもお悩み相談室』を設置し、職場でなかなか言えない悩みを第三者へ相談できる取組が実施されている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>運営主体である富山市が人事管理制度『人事異動調査』『業績評価』『自己申告』を導入、人事評価は担当課長や所長が中心に職員への面談やモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性が確保される評価となるよう取組んでいる。処遇においては昇任、昇格基準が明確になっており、目標をもって就業できる環境にある。『富山市教育・保育方針』において望ましい職員像について明確に示されており、会議等で配付・読み合わせを行い、職員に周知を図っている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は、毎週水曜日を『さわやかナイスデー』月末の金曜日を『プレミアムフライデー』とし、ノー残業デーを奨励している。職員の心身の健康を良好に保つため『ストレスチェックシート』の実施を行うほか、希望や必要に応じて富山市庁内の『こころの相談室』で臨床心理士による相談が可能となっている。所長は、職員と年2回の面談を実施しているが、日頃からも困りごとや悩みの相談に応じ、有給休暇取得状況や時間外労働時間を確認する等、働きやすい就業環境作りに努めている。また、富山市担当課は本年度2回にわたり『就労環境実態調査アンケート』を実施し、結果を分析した上で、より魅力的な職場環境の改善に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の業績評価に基づき、正規職員は年4回『業績評価票』に取組み、目標・行動計画・達成度・自己点検評定等を用いて評価内容を明確にしている。所長は面談を実施し、職員の目標に向き合う姿勢や業務の状況を把握して助言する等、意欲が高まるよう配慮している。会計年度任用職員も年4回『人事評価記録書』に目標・達成状況・自己申告等を明記し、同様の面談・評価を通して育成に努めている。富山市担当課は『業績評価』を行う際に計画目標を7項目設定しており、職員はそこから自分に見合った項目を選択したり、自分自身が掲げる目標を自由にあげたりできるようになっている。所長は職員が設定した目標が保育所の目標や方針にふさわしいものとなっているかを確認している。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市教育・保育方針』の中では『望まれる職員像』が7項目示されている。「令和7年度双葉保育所単年度事業計画」では、当保育所独自の職員目標と研修による人材育成が明記されている。富山市担当課が作成している『令和7年度 保育所・認定こども園職員研修計画』に基づいた研修や、新規採用研修、主任研修、新任主査研修、新任主幹研修等、職務に応じた研修、各種団体（全国保育士会、富山県保育士会、富山県保育連絡協議会等）の研修等に参加している。富山市保育のガイドラインに保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』を示しており、保育実践に必要な知識・技能等を考慮した研修計画の作成、見直し、実施が行われている。昨年度の見直しにおいては、性教育と不適切な保育に関する研修の必要性が検討され本年度計画に位置付ける等、研修の充実に取組んでいる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は職員それぞれのこれまでの研修履修内容を『富山市保育所職員研修受講履歴表』で管理している。所長はその情報を基に年齢、経験、担当内容、希望等を踏まえ研修の年間計画を作成している。また、キャリアアップ研修、富山県保育士会や富山県保育連絡協議会等の研修案内を回覧し、参加を促している。研修受講後は「研修受講報告書」を作成、1カ月経過した時点で再度記入する様式とし、学びを意識して実践に反映する工夫が見られる。今後は、富山市担当課が実施する研修に加え、職員自身の興味・関心のある学びの機会が業務の一環として確保されることを期待したい。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』を作成し、実習生等の受け入れを推進している。副所長が窓口となり、担任と実習のねらいや意向を確認しながら、計画的に</p>		

進めると同時に、保育所独自で作成している「実習生受け入れマニュアル～実務編～」を実習生に渡し、事前オリエンテーションを行っている。学校側が作成した「保育実習の手引き」を基に実習プログラムを作成し、実習期間中も実習生との打ち合わせや、担当教諭の訪問等を通して、継続的に連携を図っている。富山市担当課作成の『実習前アンケート』『実習後アンケート』への協力を実習生に依頼し、評価や要望を今後の実習内容に反映できるよう取り組んでいる。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市はホームページ『育サポとやま』を展開し、保育所基本情報、第三者評価受審結果、妊娠から子育てに関する一連の情報と併せて掲載している。第三者評価結果については、富山市立保育所共通保護者向けアプリによる通知や、富山県社会福祉協議会のホームページで公表している。富山市は子育て事業に関する予算及び決算等の財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。保護者には、保育に関する取組を「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」で配付するほか、富山市立保育所共通保護者向けアプリを通して情報提供を行っている。地域に向けては年3回の地域だより「双葉っこだより」の発刊や、保育所パンフレットの地区センターへの設置等により、情報公開に努めている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当される。その扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら、担当者が収支計画を作成し、所長が責任者となり富山市の庶務事務マニュアルに基づき適正な出納管理を行っている。適正な運営のために富山市監査委員事務局より定期的に監査が実施され、指導事項があれば改善を図っている。また、個人情報の取り扱い、守秘義務についても職員に確認している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域との交流について「全体的な計画」「中長期事業計画」「単年度事業計画」の中で明記している。子どもと地域との交流を広げるための取組として、年5回、各町内の「お茶のみサ</p>		

<p>ロン」への参加や、双葉保育所後援会や地域の方々を保育所の運動会に招待するほか、ホテルイカ見学等、地域との交流活動を行っている。これらの様子は年3回発行している地域だより「双葉っこだより」に掲載するとともに、富山市立保育所共通保護者向けアプリでも配信し、情報提供を行っている。保育所の玄関には、小学校だよりや地域行事のポスター等を掲示し、保護者へ周知している。今後、地域の協力を得る取組や、地域における社会資源の活用等、子どもたちが社会体験の場を広げていくための取組に期待したい。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント> 富山市作成の『ボランティア受け入れマニュアル』に基本姿勢が明記されており『富山市みんなニッコリ保育サポーター事業実施要項』に基づいてボランティアの受入れを行っている。ニッコリ保育サポーターと交流があった行事に関しては、計画と記録を残している。所長はキャリア教育事業として中学校で「保育士の仕事」と題して知識と専門性を知らせる講義を今年度も予定し、地域の社会資源としての役割を果たしている。また、学校運営協議会の委員として参加し小学生との交流活動を受け入れる等、協力している。今後は、ボランティアの受入れに対するトラブルや事故等に対応できるマニュアルの整備に期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント> より良い保育を子どもに提供するため、地域の関係機関や団体との連携を図っている。地区センターや保健センター、交番、消防署等、地域の関係機関の連絡先のリストを事務所に掲示している。配慮が必要な子どもに関しては個々の子どもの状況に合わせて、各専門機関の受診や巡回指導を受け、保護者のニーズや子どもの状況に応じた関わりについての助言や指導を受けている。また、得た情報はクラスミーティングで報告したり文書や資料を回覧したりしながら職員間で共有している。要保護児童については必要に応じて児童相談所や地域の福祉センター、受診先の病院等と連携し、定期的な会議を通して情報提供を行う仕組みがある。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント> 所長は地区社会福祉協議会の総会に出席し、各町内会、民生委員児童委員協議会、長寿会、地区センター、自治振興会と共に議題に沿った話を聞くことで、地域の状況を把握する機会がある。『富山市みんなニッコリ保育サポーター事業』では、登録者を募ったところ複数名の登録があった。活動を増やしサポーターの意見を聞く等、関わり方を工夫し、地域イベントや保育所行事等を通じて地域住民との交流を深め、保育所に求められる具体的な福祉のニーズを積極的に把握する取組に期待したい。また、アンケート等により地域から見た保育所の様子や、保育所に求められていることを把握し、地域の子どもの育ちと一緒に見守りながら家庭と地域の子育て支援に努めることを期待したい。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『スマイル保育事業（富山市障害児等通所指導）』を実施しており、地域の子どもの育成や支援を行っているが、今のところ該当者はいない。3カ月に1回、誕生月の子どもの保護者を招いて「なかよし会」を行い、おやつを食べる様子や保育活動の様子を見てもらったり一緒に触れ合ったりしている。校下の美術展に作品を出展したり、年5回の「お茶のみサロン」で歌や踊りを披露したり肩たたきをしたりお年寄りと触れ合う交流がある。また、JA全農とやま「富富富出荷式」に参加している。今後は、保育所が持つ専門的な知識や技術を地域に還元する取組を積極的に行い、地域の伝統行事やイベント、交流会に参加することで、さらに地域との交流を深め、より良い協力関係を結ぶことに期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」の中に子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を実施することを明記している。保育所の基本理念や方針、保育目標については玄関や事務室、各部屋にも張り出し常に認識する等、共通理解を図っている。園内研修では『児童憲章』や『全国保育士会倫理綱領』の読み合わせを行い、子どもを尊重した保育について確認している。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を活用し、自身の保育を振り返るとともに、課題を数値化して、子どもを尊重する保育の実践について話し合っている。子どもたちと「ちくちく言葉」「ふわふわ言葉」について話し合い、日常の言葉遣いに気を付けながら、友だちを大切にする環境づくりを行うなど、子どもを尊重する取組を行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>『プライバシーの尊重マニュアル』に従い日々、注意を払いながら保育している。写真やメディア情報掲載の個人情報に関して保護者より毎年「承諾書」をもらい保管している。また、個人記録、苦情の記録、ヒヤリハット記録等、個人のプライバシーに関する書類は事務所内の鍵付きの棚で保管している。おむつ交換は衝立を立てたり、着替えは男女別にしたりする等、配慮している。園外保育の際は個人の名札を外し、保育所名が書いてある名札に付け替えている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>玄関に「保育理念」「保育方針」「保育目標」「子どもの目標」等を視覚的に分かりやすく掲示し「保育所運営規定」や「重要事項説明書」「保育所パンフレット」等を設置している。また、富山市のホームページや富山市子育て支援サイト『育さぽとやま』で情報を公開している。地区センターに『富山市子育て支援ガイドブック』や「保育所のパンフレット」を設置している。利用希望者には『見学のマニュアル』に基づいてパンフレットを配付し、保育所の特色を説明している。富山市のホームページや保育所のパンフレットは年度末に見直している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め、富山市担当課で決定した認定内容を保護者に伝えている。書類の記入方法については「保育所入所の案内」に基づき分かりやすく説明し「同意書」に記載の上、提出してもらっている。変更点があった場合には、富山市立保</p>		

<p>育所共通保護者向けアプリや保育所だより等で随時知らせている。外国にルーツを持つ保護者に対しては、所長が個別に丁寧に説明している。今後は、様々な国にルーツを持つ保護者の利用が想定されるため、円滑な対応が図られることを期待したい。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p><コメント> 転所の際は、転所先に必要な書類（同意書、児童票、生活管理指導票、予防接種罹患調査票等）を送付し、特に必要な伝達事項は電話で伝え保育の継続に配慮している。保育所修了後は保育所職員が窓口となり、いつでも相談を受け付けていることを、口頭で伝えている。また、保育所主催の夏フェスティバルを開催しており、修了児の話聞く機会がある。就学の際は、児童保育要録を小学校に送付しているが、今後は、小学校教諭と直接話し合いの場を設け、保育の継続がよりスムーズに行われることを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p><コメント> 保護者に運動会後や発表会后、年度末の利用アンケート等を実施している。結果や意見をまとめ、正規の職員で検討し改善点や対応策を公表し、次年度につなげている。毎年保護者に子どもの育てたい姿を記入してもらい、個別懇談会の際は子どもの成長について確認したり今後の要望等を聞いたりしている。所長は、保護者会会長より話を聞く機会がある。今後も、保護者側の話を聞いたり保育活動を共有したりする中で協力体制を築き、保護者や子どもにより満足してもらえるような取組を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p><コメント> 保育所で『苦情解決マニュアル』を作成し、その内容に基づき対応を行っている。保護者には意見・要望・苦情に関する受付窓口が設置されていることを知らせ、仕組みが明記されたものを玄関に掲示している。保育所内で解決が困難な場合には、富山市より委託された第三者委員会に諮る等の体制が整えられている。意見・要望・苦情に関しては、保護者の思いを丁寧に受け止め、速やかに全職員に周知し情報共有を図りながら具体的な対応策を保護者に伝えている。これらの経過は苦情受付簿に記録し、検討内容や対応等を整理することで、保育の質の上昇につなげている。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p><コメント> 「重要事項説明書」に「意見や要望・苦情がありましたら保育所職員にお聞かせください」と明記している。個別相談申込票では、希望日時、相談相手、相談内容、相談場所を自由選択できることを保護者に周知するよう努めている。意見箱は玄関に設置しているが、今後は意見箱や意見用紙の設置場所を工夫したり、日常的に声掛けを行ったりする等、保護者がより気軽に</p>		

相談や意見を述べやすい環境づくりに向けた取組に期待したい。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>日頃から、所長はじめ全職員が保護者とのコミュニケーションを図り、親しみやすく話しやすい雰囲気を作るよう配慮している。保護者から受けた意見や相談は所長・副所長に報告し職場会議やクラスミーティングで改善に向けて検討し、結果を速やかに保護者に報告する仕組みがある。保護者への対応や報告の手順についてはマニュアルに従い、相談記録には相談内容や対応に至るまでの経緯も記載され書庫に保管している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の『保育所危機管理対応要領』に基づき、緊急時対応マニュアルに従い所長は責任者、副所長がマネジメントとなり危機予防対策を行っている。マニュアルと併せて緊急時連絡先を保管し、迅速な対応ができるよう整備されている。様々な事故発生に対応するフローチャートに基づいたリスクマネジメント体制が構築されている。保育所内外、近隣の散歩コースに至るまでヒヤリマップを作成し、危険箇所について職員間で共有、話し合いを行っている。ヒヤリハットの事例を基に発生要因を分析し、改善策や再発防止策を検討する等、安全確保と事故防止に向けて取組んでいる。富山市担当課や県保育士会主催の危機管理に関する研修に参加し、得た情報は資料回覧や会議報告により職員に周知している。月2回屋内外の安全点検を行い、危険箇所については、速やかに対処し必要に応じて富山市担当課に修繕を依頼している。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『保育所における感染症ガイドライン』『保健のしおり』に基づき、保健衛生に関する感染症の症状別対応マニュアルがある。感染症別のフローチャートに従い、手順を確認しながら行う体制が整備されている。園内研修ではエピペン（アナフィラキシー補助治療剤）の使い方をシミュレーションしたり水遊びやプール遊びの時の安全衛生について確認したりし、全職員が適切な対応ができるようにしている。玄関に感染症ボードを設置し保育所内の感染症状況は色で分かりやすく表示し、富山県感染症情報センターからの情報も併せて掲示し、家庭での健康管理を呼びかけている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>近くに神通川があることから洪水を想定した災害対策や避難確保計画を実施している。所長不在時の訓練や、小学校の3階まで避難する訓練も自主的に行っている。非常食や水等は非常時持ち出しリュックに備え、定期的に点検を行っている。年2回の自衛消防訓練では、保育所後援会会長や地区センター所長も避難訓練に参加し視察を行っている。小学校までの道のりは子どもの足では遠く、消防署や地域の力を借りる等、地域や関係団体との連携を深め安全確保の</p>		

体制構築に期待したい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市保育のガイドライン』に基づき「標準的な保育マニュアル」を作成し、全職員で共通理解を図りながら活用している。「全体的な計画」に基づき、年齢別、異年齢、個別の指導計画を『保育所保育指針』に沿って立案しているが、子どもの興味や関心、発達等により、ねらいや活動内容、環境構成を工夫し、画一的なものにならないよう配慮している。所長や副所長が計画を確認し、コメントを記入している。今年度の園内研修では「めざせ!強い心と体」をテーマに、年齢に合わせた運動の取組を実施している。運動のイラストや達成度のグラフ等を用い、子どもたちにも取組みやすいように工夫されている。今後も生活や保育の様々な場面において必要な手順や、より良い保育の在り方を職員間で話し合い、さらに充実した内容にしていくことを期待したい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ミーティングで「指導計画」を振り返り、検討や見直しを行うことで、各月の評価結果が次月の保育に確実に生かされるような指導計画を作成している。職場会議で出た意見や、年度末に実施した保護者アンケートの声を「全体的な計画」や保育内容に反映させる体制を整えている。標準的な実施方法(各年齢のデイリープログラムや生活場面の手順等)については、実際の子どもの姿に沿って見直している。今後、標準的な実施方法全般について、子どもが必要とする保育の変化や新たな知識・技術の導入を踏まえ、子どもの尊重やプライバシーの保護・権利・擁護に関する配慮事項を随時追記しながら、定期的に検証し必要な見直しを組織的に行っていくことを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」に基づき、正規職員の担任が指導計画を作成し、年齢別、異年齢、個別の指導計画を作成している。実践に沿って検討し、反省が翌月のねらいにつながるようにしている。指導計画は所長や副所長が確認する体制となっている。保護者にどんな子どもに育てほしいか意向調査票に記入してもらい、個別の支援計画に反映している。必要に応じて児童相談所、保健福祉センター、富山市こども健康課、関係機関と連携し、子どもと保護者の支援に役立っている。また、反省や助言を翌月の指導計画へとつないでいる。特別な配慮が必要な子どもについては、保健センター等と連携を取りながら保育の提供を行っている。今後は保護者の意向を聞きとり、保護者や子どもの保育実施上のニーズの把握をするとともに、子どもの育ちを保</p>		

<p>護者に伝え同意を得ながら、よりアセスメントに基づいた適切な指導計画の作成につなげていくことを期待したい。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>年間計画は年度末、年齢別月間週間指導計画は月末、異年齢児指導計画は月末に、個別支援計画は3カ月に1回、児童票の保育経過記録は年度末、発達記録(発達の目安チェック表)は生後6カ月～3歳までは項目の達成月齢を随時記載し、3歳～4歳までは6カ月に1回、4歳以上は年1回チェックしながら評価・見直しを行い記録すると共に次の計画に生かしている。評価・見直しはミーティングや職場会議等で行われている。指導計画は環境構成における遊具や道具の配置を写真やイラストで表記し、指導計画・実施における反省は、ねらいに沿って細かく記録している。また、色ペンや下線等で見やすく記載し、次月に生かすよう工夫している。参考になる指導計画の書き方を園内研修で取り上げ、園全体の学びの場とすることで、双葉保育所の強みとして保育の質のさらなる向上につなげている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況について「児童票」の発達記録(発達の目安チェック表)や「発達経過記録」「個別支援計画」に適切に記載している。記載にあたっては富山市担当課が作成した『記載のポイント』を参考にしており、その後、所長や副所長が確認している。子どもに関する保育に必要な情報は、ミーティングや職場会議等で共有できる仕組みが整っている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p><コメント></p> <p>『個人情報保護法』及び『富山市情報セキュリティポリシー』に基づき子どもの記録管理、電子データ等の取り扱いに十分留意している。個人情報が記載された書類や子どもに関する記録は事務所内の鍵付き棚に保管し、保存期間等の規定に従って管理している。閲覧や記録の際には、所長や副所長の承諾を得て「児童票持ち出し記録」に記載し、事務所外へ持ち出すことのないように徹底している。『プライバシーの尊重マニュアル』に基づき、業務上知り得た個人情報の漏洩防止について職員への指導を行っている。保護者には個人情報保護に関する記載のある「重要事項説明書」を基に説明を行い「同意書」や「承諾書」を提出してもらっている。子どもに関する記録の管理体制は確立しているが、児童票以外の書類においても持ち出し記録簿を作成する等、より一層の管理体制の整備に期待したい。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>『全体的な計画』は職員参画のもと、前年度の反省、気づき等を踏まえ作成している。「保育理念」「保育方針」「保育目標」を職員間で確認し、子どもの姿やクラスの雰囲気、家庭の実態等を反映させ、保育所の特性や地域とのつながり等を考慮し作成されている。年度当初、令和6年度の『全体的な計画』をもとにクラスごとに話し合い、付箋や書き込み等で見直し箇所を記入し、次年度につなげるようにしている。見直した内容は職員で回覧し、各担任が確認した後、所長・副所長が決定、作成を行っている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>「保育方針」に「養護と教育が一体となった保育を通して一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した環境作りに努める」と掲げ、保育所の環境を整えることに努めている。適切な温度・湿度を確認し、快適な環境で過ごせるように配慮し、保育所内外の設備・用具・玩具・寝具等の衛生管理は「保健のしおり」に基づき実施している。空き部屋を活用して少人数でゆったりと遊んだり活動したりする時間を確保し、事務室でも子どもを受け入れて落ち着いて過ごせる場所を提供している。食事と午睡の場所を分けるなど、それぞれの活動内容によって空間を仕切ることで落ち着いて過ごし、活動できるように配慮している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの育ちや家庭環境に配慮し、温かい関わりを心がけている。子どもの様子や子どもの姿について職員間で話し合い、子どもへの関わり方について共通理解をもつようにしている。また、必要に応じて保護者と情報を共有し、保育の方向性について共通理解を図っている。子どものゆったりとしたくつろぎの時間の流れを大切にし、職員は子どもの目線に立ち、穏やかな表情やゆっくりとした口調で関わるよう心がけている。子どもが主体の保育になるように子どもの思いや気持ち、つぶやきや意見等を拾い上げ、活動内容や保育の方向性を考慮している。『人権擁護チェックリスト』の活用やケース会議の実施を通して、保育や子どもへの関わりを定期的に振り返る機会を設けている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>『全体的な計画』の発達過程を踏まえた「養護」に基づき、子どもが基本的な生活習慣（食事・排泄・睡眠・着脱・清潔等）を取得するための指導計画を発達別に立案し実施している。3歳</p>		

未満児については、子ども一人ひとりに合わせた援助を行うために、保護者からの情報（対話・連絡帳）を取り入れ、個別案を作成している。子どもが身の回りのことを自分でしようとする姿を認め、さりげない援助を心がけることで、満足感や達成感を得られるようにし、次の意欲につなげている。基本的な生活習慣を身に着けることの大切さについて、生活の流れや予定表等を絵やツールを使って知らせている。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 子どもからの発信（ひらめき・発言・やりたいこと等）を大切にし、活動を計画、実現できるよう、保育士も一緒に遊ぶ中で方向性を探している。子どもがやりたい、やってみたいと思えるような環境設定や言葉がけに努め、できた喜びを味わうことで自己肯定感を育てるように配慮している。「わくわくタイム」と称し運動遊びの時間を設け、年齢や発達に応じた時間割を作成し、様々な動きや運動遊びを経験できるようにして、運動機能の向上に努めている。年長児は、遊戯室の壁面にそれぞれの遊びの達成感が味わえるよう「がんばり表（鉄棒・マット運動・跳び箱・なわとび等）」を作成している。また、園庭の畑は、年長児が中心となり夏野菜を育てている。「やさいのうंदうかい」という表を作成し、トマト・きゅうり・ズッキーニ等、収穫した数に応じてシールを貼っている。今年の猛暑により収穫が難しかった野菜もあり、自然の力について学ぶ機会にもなっている。地域の人たちとは、町内会で行われる「お茶のみサロン」に参加し、歌や踊りの披露や肩たたきを通して楽しく交流し、社会体験を大切にしている。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 0歳児、1歳児が同じクラスで過ごしている。0歳児については、一人ひとりの生活リズムを大切にし、生理的欲求や心理的欲求を十分に満たし、安心して過ごせるように心がけている。また、一人ひとりに寄り添い、温かいまなざしや言葉がけ、スキンシップ等を十分に行い愛着関係が育まれるよう努めている。子どもの表情やしぐさ等から保育士が思いをくみ取り、応答的な関わりを大切にすることで、人と関わる心地よさを感じられるようにしている。一人ひとりの興味や発達に応じた玩具を手作りしたり、配置を工夫したりして、子どもが自由に触って遊べるよう見守っている。家庭との連携については、連絡帳や送迎時での対話、個人懇談等を通して情報交換を行い、丁寧な連携を心がけている。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 1歳児の保育目標は「保育士に見守られながら、安心して自分の気持ちを表したり、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを持ったりする」と掲げられている。2歳児の保育目標は「保育士との安定した関わりの中で、安心して自我を表現する」となっており、個別を含む指導計画は、これらの保育目標を踏まえ作成されている。子どもの興味や関心を把握し「やってみたい」という気持ちを大切にしながら環境設定に努め、探索活動を十分に行えるようにして

いる。調査当日の2歳児の保育では「おおきなかぶ」を題材に「どんなものを引っ張りたいか」について保育士と話し合い「ドーナツを引っ張りたい」という子どもの発想から、ドーナツ作りを楽しむ姿が見られた。子どもの思いや発想を大切にしながら遊びを展開している様子が見えがえる。保護者とは、連絡帳や送迎時に積極的にコミュニケーションを図るとともに、富山市立保育所共通保護者向けアプリで保育の様子を配信し、安心感を与え子どもの成長を共に喜び合う関係づくりに努めている。2歳児の部屋は2階にあり、遊戯室や戸外へは階段を利用している。階段の利用には危険がともなうため、安全確保に十分な配慮を行うことを期待したい。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 3歳児は「保育士との信頼関係の中で基本的な生活習慣を身につけ、生活や遊びを通して友だちとの関わりを楽しむ」4歳児は「基本的な生活習慣が身につき、自ら進んで身の回りのことをする。保育士や気の合う友だちと遊ぶ中で、感じたことや考えたことを自分なりに表現する」5歳児は「日常生活に見通しを持ちながら主体的に過ごす中で、友だちと協力したり話し合ったりして遊んだり活動したりする」「人や自然、社会などの豊かな関わりの中で強い心と体を育てていく」と保育目標を定めている。3・4・5歳児は縦割りクラスで保育をしており、各年齢の基本的な生活習慣の定着を図るとともに、年齢別活動の時間を設け、指導計画に基づいて保育を進めている。各年齢にやりたいこと、伸ばしたいことを話し合い、発達段階や興味・関心に応じた活動や関わりができるよう配慮している。また、異年齢での関わりを通して、年長児に対して憧れや尊敬の気持ちを抱いたり、年下児に対して思いやりや優しい気持ちを持ったりできるように配慮している。子どもの活動の様子は「双葉っこだより」を通して、地域や小学校に発信し知らせている。保護者には富山市立保育所共通保護者向けアプリで、子どもの活動の様子を積極的に配信している。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 個別支援計画をもとに、環境構成や子どもへの関わりを職場会議等で話し合い、職員間で共通理解を図ることで、全職員が同じ思いをもって保育を行うように心がけている。子どもが無理なく興味を持って活動に参加できるように関わり、子ども同士がともに成長できるよう保育を進めている。個別支援計画は3カ月の記録をとり、成長したことや援助が必要なことについて振り返りながら、職員間で共通理解を深めている。年2回、障害児等療育支援事業において専門機関の職員から、支援方法や発達に関する助言を受けている。個別配慮児研修やハートフル研修に参加した職員からは、学んだ内容や得た情報を職員全体に共有し、支援に関する知識や理解の向上を図っている。

A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 早朝時、遅番時の時間帯は、全園児が1クラスで合同保育を行い、子ども一人ひとりがゆったりと安全に過ごせるように配慮している。異年齢で過ごすため、各年齢の興味・関心に応じた

遊具等を準備し自由に遊びを楽しめる環境づくりに努めている。長時間保育を利用する子どもに対しては家庭との連絡を密にし、子どもの生活の様子や姿を互いに伝え合うことで、子どもの思いや1日の全体像の共通理解を図っている。時間差勤務であることから、登降所チェック表やミーティングノートを活用し、朝の子どもの様子や保護者からの伝達事項等を職員間で必ず情報共有をするように努めている。長時間保育、延長保育の内容が指導計画に明記されていないため、子どもの発達過程、生活のリズムや在園時間及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置付けることを期待したい。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ ① ・c
----	---	----------------

<コメント>
『全体的な計画』や「5歳児の指導計画」に、小学校との連携や就学に関する事項を記載している。7月後半に「ふたばフェス・同窓会」を開催し、小学校1年生を招待して保育所の子どもから小学生へ質問コーナーを設けている。また、小学校5年生と年長児との交流会を保育所で開催し、なわとびや小学生企画のゲームを楽しんだり、お互いに合唱を発表したりして交流を深めている。保護者が小学校以降の子どもの生活に見通しが持てるように、年長児の保護者参加の懇談会を開催し、就学に向けての疑問や不安を話し合う機会を設けている。また、8月には、各小学校から教諭が複数名来所し、子どもの様子を観察したり保育士との意見交換を行ったりしている。『保育所児童保育要録』は担任が作成しており『幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿』を参照しながら、子どもの育まれる資質・能力について職員間で話し合いの上記載し、幼児期の育ちが小学校教育へと円滑に引き継がれるよう配慮している。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ ① ・c
----	------------------------------	----------------

<コメント>
登所時及び保育中の健康観察の視点については、保育所独自のマニュアルを整備し、全職員が同じ視点で子どもの心身の健康状態を把握できるようにしている。子どもの体調悪化やケガ等については「登降所チェック表」や「ミーティングノート」を利用し、職員間で情報共有するとともに、保護者に正確に伝達している。また、翌日にその後の経過や様子について確認し、職員間で共通認識を図っている。富山市担当課作成の『教育方針の保健計画』に基づいて「保健年間計画」を策定し、月のねらいを立案して子どもにも知らせることで、それを意識した保育を実施している。さらに月のねらいを玄関に掲示し、保護者にも理解が得られるようにしている。富山市担当課作成のマニュアルをもとに独自の「SIDS対応マニュアル」を整備し、SIDS（乳幼児突然死症候群）への対応について確認している。午睡時には、子どもの顔色や呼吸等の様子を観察し、うつぶせ寝にならないよう注意を払っている。0・1歳児クラスでは、月齢によって5分、10分、15分おきにSIDSチェック表を記録している。保護者にはSIDS対策強化月間にポスターを掲示し注意喚起を行っている。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反している。	a・ ① ・c
----	----------------------------------	----------------

<コメント>
内科健診、歯科健診の結果は「健康診断記録表」に記入している。結果は各クラス担任が把握

し、全体の集計を行っている。全職員で周知しておくべき内容については職場会議等を通して共有している。身体測定、内科健診、歯科健診、虫歯予防デー等の機会を捉え、年間を通して視聴覚教材を活用しながら、子どもが自分の身体に関心を持ち健康への意識を高められるよう努めている。保護者には、検診結果を富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信し、受診や治療等が必要な場合は個別に対応している。また、子どもの様子に気になる点が見られる場合には、保護者から家庭での様子の聞き取りを行い、必要に応じた援助を行っている。

A 14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ b ・c
------	--	----------------

<コメント>
 所長、調理員と保護者が面談を行い「食物アレルギー対応プラン」を作成している。面談では具体的な対応方法や家庭での摂食状況、負荷試験の予定や結果等について保護者と共通理解を図っている。『食物アレルギー対応の手引き』に従い対応している。エプロンやハンカチを入れる専用かごを用意し、アレルギー物質との接触がないように細心の注意を払っている。アレルギー疾患のある子どもが、友だちと楽しく食事ができるように環境設定に十分な配慮がされている。職場会議等で研修会の内容を共有したり、エピペントレーナーによる実技講習を行ったりしている。

A-1-(4) 食事

A 15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ b ・c
------	----------------------------------	----------------

<コメント>
 富山市担当課の指導計画に基づき「食育計画」を立て各年齢ごとに年間計画、月週案に記載している。3歳以上児は、子どもが好きな席を選び、4歳児以上はバイキング形式で友だちや職員と楽しく会話しながら食事をしている。3歳未満児は、個々のペースに合わせ家庭的な雰囲気大切にしながら、人的、物的環境を工夫している。0～3歳児は担当が一人ひとりの食べられる量や子どもの意向を把握して配膳の量を考慮している。離乳食の形態や食べ方の様子を保護者からこまめに聞きとり、調理員と連携を取りながら一人ひとりに合った提供方法を工夫している。また、野菜をハート型や星型にしたり、食材を子どもの好きな形に成形したりする等、食事を楽しく感じられる工夫を行っている。1月には年長児親子試食会を開催し、楽しみながら食事をする様子や保育所での食育の取組を保護者に伝えている。3歳未満児は、3カ月に1回、誕生会を保護者同伴で行い、おやつ参観を実施している。

A 16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ b ・c
------	---	----------------

<コメント>
 『富山市保育所給食衛生マニュアル』に基づき、水道水の残留塩素濃度や食品の温度、冷凍・冷蔵庫の温度等をチェックし、食材の取り扱いや調理器具の衛生管理に十分留意している。調理員とこまめに連絡を取り、子どもの発育に合わせて食材の大きさや硬さを調節しながら離乳食やきざみ食を作っている。また、残食量を確認し、子どもの喫食状況を把握している。献立は、富山市担当課の栄養士が作成しており季節感のある食材や旬の食材が取り入れられている。保育所で収穫した野菜等は、調理員が衛生面に配慮しながら工夫して給食に取り入れている。毎月19日の食育の日には、調理員が今年のテーマである『日本の味めぐり』に沿って郷土料

理を題材にしたクイズや話を行い、子どもが食に対して興味や関心が持てるように努めている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>家庭との日常的な情報交換は「連絡帳」や送迎時のコミュニケーション、個別懇談会、保育参観、保育参加、運動会、生活発表会、なかよし会等を通して行い、子どもの成長を伝え合い、喜び合うようにしている。富山市立保育所共通保護者向けアプリを活用し、その日の活動や子どもの様子をドキュメンテーション(子どもの活動を写真や文字などで視覚的に記録する手法)で配信している。保育所だより、クラスだより、行事のお知らせ等、様々な掲示物や発刊物を通して保育のねらいや内容を保護者に伝えている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「保育理念」に「子どもの最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図るために、養護と教育を一体とした保育を行うとともに、保護者及び地域の子育てに対する保護者支援を行う」と明記されている。「単年度目標」には職員の目標として「保護者の立場に立って、丁寧に保護者対応をすることで信頼関係を築き、また、子どもの育ちを認め合ったり喜び合ったりする」と明記されており、保育所と家庭がお互いに協力し合い、情報共有を心がける姿勢が示されている。保護者からの相談は、個別懇談会や玄関に設置された意見箱、連絡帳等から必要に応じ随時相談を受け付けており、相談内容は、保育経過記録に記入し継続して支援ができるようにしている。内容においては、職場会議等で回覧、伝達、共有を図っている。今後も、保護者個々の事情に配慮した支援の充実に期待したい。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『虐待・虐待の疑いを発見した場合のマニュアル』『富山市虐待防止マニュアル』があり、そのポイント等が具体的に記載されており、それらをもとに職員研修を行っている。日頃より子どもの様子、保護者の表情や言動、連絡帳の記載内容に細心の注意を払い、虐待の兆候を見逃さないようにしている。イライラしたり元気がなかったりする保護者に対しては、積極的に声をかけ、様子を聞いたり相談に応じたりし、虐待に発展しないよう未然に防ぐよう努めている。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」や「年間計画」をもとに「年齢別月間・週間指導計画」や「異年齢指導計画」・「個別支援計画」を立案し、記録している。また、3歳以上児会議・3歳未満児会議では、自らの保育を振り返り、保育内容の確認や翌月のねらい、活動について意見交換を行い、次の保育計画に生かしている。「年齢別月間・週間計画」は、子どもの姿に色付きの下線が引かれ、ねらいや反省欄には詳細な記録を残すことで次の計画につなげている。また子どもができるようになったこと等も色付きの下線で示され、継続的な計画作成につながっている。職員全員が『人権擁護のためのセルフチェックリスト』や『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』を用いて、自己評価を行っている。その後、各自の振り返りについて職員間で意見交換を行い、子どもへの関わりについて意識を高めるとともに、見えてきた課題について改善方法を話し合い、保育の向上に取組んでいる。</p>		